

# 総務委員会会議録

平成30年4月20日（金）

（開 会） 10：03

（閉 会） 12：29

## 【 案 件 】

1. 請願第14号 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願
2. 入札制度について

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市の財務書類の公表について (財政課)
2. 平成29年度中学生海外研修事業の実施について (国際交流推進室)
3. 工事請負契約について (契約課)
4. 公用車の交通事故について (契約課)

---

### ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「請願第14号 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願」を議題といたします。本件全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

### ○川上委員

日本共産党の川上直喜です。この請願14号につきましては、3月定例会中、3月8日の総務委員会で審査となり、請願者の意向に沿って、玄海原発3号機の再稼働が3月23日にも迫っておりましたので、ぜひとも3月定例会で請願採択を求めたいという立場で臨んでおりましたが、なお慎重に審査をしたいということの立場が多数となり、本日、閉会中の総務委員会での継続審査となっていると思います。3月20日に、3月定例会を閉会し、3月23日に再稼働となりましたけれども、それから7日後、3月30日、3号機で脱気器、空気抜き器にかかわる配管から蒸気漏れがあったという重大事故が起きております。このことにより、4号機についても、当初5月の再稼働見込みということでしたけれども、同じく管を入れかえる作業を開始したということで、4号機の再稼働については、さらに遅れる傾向があると思われまます。したがって、私は、きょうの総務委員会を含めて複数回の総務委員会において、慎重審議を行い、6月議会初日において、請願採択をしてはどうかというふうに考えております。

最初に立場を申し上げまして、質問というか、発言になりますけれども、3月8日の日に、すでに本市議会が原発の再稼働に当たっては、九州電力が住民に対し公開の説明会を行うという請願を採択し、議会事務局長が議長の代理ということで、九電の飯塚営業所にその内容を持っていったということが、8日の総務委員会で報告があり、それまでの間、九州電力からは議会に対しては何らの応答もないということでしたけれども、それからひと月余りがたち、その間に、今申し上げましたような重大な事故も起こっております。九電から3月8日以降今日まで、議会に対して何らかの報告だとか、説明とか、あるいは説明会の開催等について、お話があったかどうか、議会事務局にお尋ねします。

### ○議会事務局次長

3月8日から現在に至るまで九電のほうからそういった申し出、あるいは説明については、お受けをしておりません。

○川上委員

そうすると飯塚市議会が全会一致で、公開説明会を求める決議を持っていった以降、こういう事故が起こった、再稼働前に行くように持っていったのに、何の説明もなく再稼働を行い、事故が起こって、そしてなおかつ、飯塚市議会に対しては何らの情報提供も話もないということを確認します。それでは、この3月30日の蒸気漏れ事故に関するやりとりについてなんですけれども、飯塚市に対しては、九州電力から何か報告ないし、情報提供がありましたでしょうか。

○防災安全課長

飯塚市防災安全課に対しまして、4月3日、それから4月18日に九電のほうより連絡があり、説明がっております。

○川上委員

それは文書で報告がありましたか。

○防災安全課長

事故に関する資料、それに基づき説明を受けております。

○川上委員

九電の飯塚市に対する報告は何に基づく行為ですか。

○防災安全課長

これにつきましては、事故の説明ということで、何に基づいてというよりも、九電のほうからの連絡事項により、説明を受けております。

○川上委員

今お聞きしたのは、九州電力はこういう事故の場合に、飯塚市に報告をしなければならない義務的な取り決めがあるかと聞いたわけですけど、ありますか。

○防災安全課長

今回の事故に関してはありません。

○川上委員

義務がないのに、九州電力が自発的に、報告に来たわけですか。それとも飯塚市が求めたわけですか。

○防災安全課長

九電の方が自発的に市に説明に来られました。

○川上委員

九州電力が本市に報告に来たのはなぜですか。

○防災安全課長

事故の概要について、いわゆる原発の関連があったため、今回放射能漏れはありませんでしたが、事故の詳細について説明にまいりました。

○川上委員

それは九州電力は過去になかったことだと思うけど、今度の事故がそれほど重大であるという認識を持っておったというふうに伺えましたか。

○防災安全課長

九電のほうは事故に関する責任は感じておられました。

○川上委員

それほど重大な事故だったという認識だと思いますけど、委員長、そこで、今3日と18日に報告が文書であったということですので、資料要求をしたいと思うんですが、取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求があつております資料は提出できますか。

○防災安全課長

手元にありますので資料は提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よつて、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 12

再開 10 : 28

委員会を再開いたします。

資料がサイドボックスに入つておりますので、それを見られて、質疑のある方はおられませんか。

○川上委員

きょうが20日ですから、こういう重大な問題について九州電力そのものが、いわば異例の報告連絡を本市にしに来たわけだけでも、これは市としてはだれが対応したんですか。

○防災安全課長

防災安全課の私に対応いたしました。

○川上委員

これは部長、市長、副市長には、いつ報告されておりますか。

○防災安全課長

この分につきましては、昨日部長に報告をしております。

○川上委員

市長と副市長はいつ報告を受けたんですかね。

○防災安全課長

市長、副市長については、直接私のほうから報告はしておりません。

○川上委員

総務部長はいつ市長、副市長に報告しましたか。

○総務部長

これについて、市長、副市長には申し上げませんが、報告はさせていただいておりません。

○川上委員

くどいけど、九州電力が70キロから80キロ離れた飯塚市に過去には例がない報告をしに来たわけですよ。それほど重大だと思つたわけですね。それを総務部長が課長から報告を聞いたにもかかわらず、4月3日から言えば17日間、市長、副市長にきょうに至るまで報告していないというのはどういう判断ですか。

○総務部長

これにつきましては、最初に課長が申しましたけども、本事象による放射能の漏れ等の影響はございませんという内容でございましたものですから、その部分について、これの部分についての改めて報告ということ申し上げてなかったところがございます。これについては申されるとおり、当然、市長、

副市長に報告をすべきものであったということで、この部分については反省いたしております。

○川上委員

いつ報告するつもりだったんですか。

○総務部長

これについては、3日、それから18日の分が改めてきたということで、これは私もきのうお聞きしたところでございます。その分の内容を見た中で市長、副市長に報告する必要があるというふうには思っております。

○川上委員

3日の段階というのはどういう段階でしたか。3号機の現場は。

○防災安全課長

3日の段階では、事故のいわゆる原因までは掴んでいなかったもので、状況説明だけになっております。

○川上委員

原発は止まっていたんですか。稼働してなかったんですか。

○防災安全課長

原発自体は停止しておりました。

○川上委員

原発は動いているでしょう、ずっと。そういう状況のもとで九電が重大と考えて、飯塚まで来たわけでしょう。飯塚だけに来たんですか。嘉麻、桂川等はどうですか。

○防災安全課長

他市の状況までは、そのときに確認しておりません。

○川上委員

あなた方は、例えば放射能が出ていなかったとしても、その状態が今、安全な状態であるというふうに説明を受けたんですか。九州電力から。

○防災安全課長

そのときの説明では放射能漏れがないということで、安全であるというふうに説明を受けました。

○川上委員

佐賀県、長崎県を含む30キロ圏の自治体のほうは、もう九州電力が言うことは余り信用していませんよ。まだ、30キロ圏外の自治体は原子力災害についての危機感だとか、そういう意味での訓練を受けていない。こういう原子力災害ですよ。原発事故ですよ。こういうことを3日の日に聞いていたのに市長にも副市長にも言わないというのは余りにひど過ぎると思います。それからもう一つ言えば、きょう請願14号を審査することを知っていたでしょう。知りませんでしたか。

○防災安全課長

知っておりました。

○川上委員

それは総務委員会に付託を受けているんだけど、この九電からの連絡があったことについては、総務委員会の委員には、情報提供していますか。

○防災安全課長

防災安全課からからは情報提供しておりません。

○川上委員

だれか情報提供を議員にした人がいますか。

○防災安全課長

おりません。

○川上委員

住民の請願そのものも重要だけど、住民の生命財産に責任を負わなければならない行政と議会に、こういう重大な問題を、異例の報告を受けておきながら総務部長が自分のところで止めていて報告しないということについては、反省したと言ったけど、どういう反省をしているんですか。

○総務部長

今回については、放射能漏れの影響等がないということでお聞きしておりましたものですから、そういう趣旨でさせていただいておりました。ただ、これについては、新聞報道等でも、毎日出ている状況でございました。そういったことから、これについて、市長と副市長にこういうことがあったことについて、報告していなかったことについて、申しわけないということで反省しておるといふふうに申し上げた次第でございます。

○川上委員

片峯市長、先ほど言ったような趣旨で、住民の生命財産の責任を負わなければならないんです。執行部としては執行部の立場で、議会は議会の立場で。今あなたは、この場で総務部長から議会経由で報告を受けることになってしまったんだけど、どう思いますか。

○副市長

まことに申しわけありません。職員の指導については今後徹底してやっていきますので、よろしくお願いたします。

○川上委員

指導については、それは市執行部の方で考えればよいと思うんだけど、住民との関係で、住民の生命財産を守る。とりわけ生命を守る、健康を守るというスタンスから言うとどういうことになるのか、市長にお聞きしたいと思うんだけど、答弁ができますか。

○市長

九電側からの、このような報告内容については、私も知っておくべき、そして知っておきたい内容でしたので、以後このようなことがないようにしたいと思います。

○川上委員

九州電力がことの重大さを感じていたと思われるんだけど、担当課長とだけ話をして、そもそも部長も出てきていないというのは異常だというふうに言わざるを得ないと思います。それで九州電力からそういう連絡があったと。国の機関からは、どういう連絡がありましたか。

○防災安全課長

国の機関からの連絡はありませんでした。

○川上委員

それでは福岡県から何か連絡や指示というか、そうしたものはありますか。

○防災安全課長

県からもありませんでした。

○川上委員

本市の地域防災計画について、地域防災計画の原子力災害編について、九州電力は、知っておるのか、知らないのかも今もわかりません。何ら関心を払っていないということがわかるんだけど、それにしても地域防災計画原子力災害編との関係では、今回のことはどういうことになりますか。何か該当事例と

いうことになりますか、なりませんか。

○防災安全課長

今回の例で言えば、該当はいたしません。

○川上委員

この問題は、どういう認識であるべきかというのがあるんだけど、目下進行中の事態で全然終息していただけないと思うんですよ。いつ、さらなる重大事態になっていくかわからない、そういう局面だったと思うんだけど、これには今の地域防災計画が対応する事例に入っていないという弱点があるのではないかというふうに思います。そこで、市として九電、国、県からの受動的な情報提供があったり、なかったりということがわかりましたけど、市としての積極的な情報収集はどのようなことをしましたか。

○防災安全課長

事故後すぐに九電のほうから説明がありましたので、積極的な情報収集はいたしておりません。

○川上委員

事故直後の九電の説明というのは何のことですか。市から電話をかけた、訪ねて行った。そして九電から聞いたという意味ですか。

○防災安全課長

事故後、九電のほうから連絡があり、説明に来たいということで受けておりました。4月3日と18日に説明を受けた次第です。

○川上委員

その連絡、電話というのは、4月3日のアポイント取りの電話だったわけですね。それはいつあったんですか。

○防災安全課長

それは4月2日に電話がかかってきております。

○川上委員

そういう場合九州電力は、どのセクション、担当が飯塚市に連絡してくるんですか。本社なんですか。それとも飯塚営業所なんですか。

○防災安全課長

この分につきましては、飯塚営業所のほうから連絡がありました。

○川上委員

九電の姿、それから国や県の姿に加えて、本市の今の姿を見ればなおのこと何の備えもないという意味合いで原発の再稼働については、ちょっと待てと議会も言ってしかるべきだし、市自身も言ってしかるべきではないかというふうに思いますね。それから、今回の事故のことなんだけども、どのように説明を受け、市としてはどういうふうに評価しておるのか、お尋ねします。

○防災安全課長

今回の説明においては、事故の原因、いわゆる空気抜き管の腐食による貫通孔が開いたという、まず説明を受けております。それに対応する対策として、その空気抜き管が合計16本あります。そのうち1本だけが貫通孔が開いておりましたが、その分すべて交換をして、それから安全対策、点検等の見直しを九電内部で行ったというふうに説明を受けております。

○川上委員

それはいつの説明ですか。3日ですか、18日ですか。

○防災安全課長

4月18日でございます。

○川上委員

報道によれば、穴のあいたという管は気圧が7気圧、温度は170度という熱水。それで、過去同様の各原発での事故で言えば、腐食というよりは、そういうストレスによる管の肉厚の磨耗ないし、損傷によるものが指摘されてるわけですね。九州電力が、それはなかったという説明をしましたでしょうか。

○防災安全課長

今回の事故原因につきましては、外部からの雨水による腐食というふうに説明を受けております。

○川上委員

当初は、雨水が原因かと、かがついてましたけど、18日はかをとったんですかね。それはいいんです。私が今聞いたのは、管の肉厚の磨耗や損傷という状態はなかったというふうに九州電力は言わなかったですか。

○防災安全課長

その部分の説明については、説明を受けておりませんし、私のほうからも質問をしておりません。

○川上委員

実は雨水、多分海に近いから塩分を山間部よりは少しは濃度の高い塩分があったかもしれませんが、そのことも重大な関心時だけど、より重大なことは、先ほど言ったようなストレスがかかる管で、管の内側から問題が生じていく。弱いところから穴があいたり、あるいは美浜みたいに破裂したりするわけです。先ほど言ったような圧力ですから。ですから本来は、私は九州電力が雨水ですよと、たまたまですよと言ったときに、本当ですかと、あなたのところの管には、いろんな管があるでしょうけど、もう延べが80キロとか120キロとかいう総延長の管があるじゃないですかと。先ほど言ったストレスもあります。地震でも揺らされるわけです。最近は雨水というのも出てるようですけど、そうすると、それはなかったでしょうかと聞いてもよかったと思うし、私は今も聞きたいわけです。九電の人を目の前において、なかったと言わないとおかしいでしょう。九電としては、16本あるうちの一本に穴があいたということなんだけど、16本全部変えたと言っているんでしょう。それはなぜ16本全部変えたというふうに言っていましたか。

○防災安全課長

安全性の問題を考え、今回すべて材質も変えて、より強度の高い配管にやり直したというふうに聞いております。

○川上委員

炭素鋼からステンレス鋼に変えたんですかね。そういうふうに言っていましたか。

○防災安全課長

はい。そうです。

○川上委員

それは調べてみましょう。ただ、2006年に、11年前に最後の点検をしているわけですよ。そのときに、九電自身としては、この間の寿命はあと47年だなどと評価したという報道がありましたよね。あと47年だと言っているのに、11年で雨水くらいで雨水で開くようなくらいの管理をしておったということになるんだけど、それについては課長1人で会われたんですかね。質問を何かしたことがありますか。

○防災安全課長

私1人で対応しております。質問については、先ほどから私がお答えしている部分の質問はしております。

○川上委員

そのやりとりをちょっと聞かせください。

○防災安全課長

資料に基づいて、今回事故の原因である説明を受けたということになりますけども、例えば管に穴があいた原因、先ほど私雨水というふうに説明しましたが、いわゆる水道管みたいに外部に外部鋼材とか、中に保温材等を巻いてある管で、そこに雨水がたまったりしてそこから腐食したという補足説明の中でそういった形で質問をしております。

○川上委員

九州電力はエネルギー館に住民の皆さんとか、それから地方議員とか連れていったら説明するんですよ。原子炉は5重に守られていますと、絶対安全ですというわけです。これが安全でなかったことはすでに福島第1を見ても明らかなんだけど、原子炉は安全だと言うけども配管だとかについては、一言も言わないできたでしょう。地震のときなんかは、1番にやられる脆弱なところでしょう。これについても言わないということだったと思うんだけど、報道によれば1日3回程度、程度というのがわからないんだけど、3回程度見回りをしておったというんですよ。管は通常の巡視では見えにくい場所にあると説明していると。見えにくいところを見るのが仕事ではないんですか。雨水で穴が開いていた。見えにくいところだったのがつきませんでした。1日3回に見ておってですよ。こんなことが事もあろうに、原子力発電所で少なくとも11年間続けられておったわけですよ。そのうちの7年間は休めということにしておったんだけど、休めのときでも点検しないといけません。休めのときに、休んでおったから雨水で穴が開きましたとかいうわけでしょう。よくわかりませんよね。休んでるときは、運転休止しているあいだは、稼働していないときは見ていなかったということなのかどうかも九州電力には聞きたいですよ。再稼働に当たって見えにくいところは見てなかったということでしょう。こういう仕事の仕方では住民の生命とか健康とかを預けられるのかと。先ほど言ったように、緊急時の体制についても国、県、市までこの程度ということですから。それで、こうなってくると委員長、私はぜひですね、この請願は非常に重要な請願だと思います。それで慎重審議ということで継続審査にしているわけですから、この九州電力の責任あるしかるべき方、また一方で、玄海原発再稼働を待ってくれというふうに言って住民運動をしている団体の学識経験者、大学の先生などを参考人として来ていただいて、審査を深める必要があると思います。佐賀県で意見聴取会というのを県議会がしておるんですけども、それはそれで重要なことだと思いますけど、本市にかかっている市議会にかかっている請願審査のためには、慎重審査、十分な審査をする上では、今言った、2者を議会のルールに基づいて、参考人としてお招きをしてもらいたいと思いますので、取り計らいをお願いします。

○委員長

ただいま川上委員から参考人の意見を求める動議が提出されました。

お諮りいたします。本動議のとおり、決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、参考人から意見を聞くことは否決されました。

ほかに質疑はございませんか。

○川上委員

せつかなので、こういう重要な請願が出ているときにですね、議員も勉強して、審査しなければな

りませんけども、執行部からはできれば積極的に議会の側に情報提供を、資料を含めてしていただくようお願いしたいと思うんですね。例えば今度の事故のことがありましたけど、3月議会定例会の最終日に同じ日でしたけど、3号機、4号機の運転差し止めの仮処分申請の裁判が佐賀地裁であると言いましたよね。これは地裁で棄却となりましたけど、原告団、弁護団は即日抗告しているでしょう。こういったことについても、情報提供をいただければ、大変審査をする上で助かると。抗告については、こんなふうに書いているんですよ。裁判所による司法審査もそのような福島第1原発事故の事故後の厳然たる社会的合意に立脚してなされなければならないのであつてと書いてますね。私はこれを議会に引き寄せて考えるんですけど、本決定のように原発事故がもたらす国家の存立そのものを脅かす未曾有の被害を直視することなく、福島第1原発事故以前の司法審査がそうであったように、新規制基準は世界で最も厳しい安全基準であるなどという新たな原子力安全神話を追認するような判断は、断じて受け入れることできないというに言ってます。非常に重要なことなんですね。できればこういったことについても、執行部のほうからも情報提供していただくと、そういう情報については共有したいというふうに思いますので、今後、そういう協力をいただけるか、市長にお尋ねします。

○総務部長

九電等からの情報を知るしか私どもとしては、原発に関しての部分については、提供がないところがございます。例えば九電、国、県とか、そういうところからもし、情報提供がされれば、これについては、議会のほうにも、こういうことがあったことについてお示しすることはできるのではないかとこのように思っております。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 58

再開 11 : 08

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

○川上委員

私は、以下の理由から継続審査を丁寧にやっていく必要があるというふうに思いますので、取り計らいをお願いしたいと思うんですが、第1点は、請願にあるとおり、阿蘇山のは破局的噴火による重大な影響の問題について、まだ十分な審査ができていないと思うんですね。2点目は、重大事故が発生した場合に、本市の放射能汚染の危険の問題についても、偏西風の問題ですけれども、議論できていない。3点目は、原子力損害賠償法の措置額が実効性あるものに検討はされているようですけれども、まだ改正に及んでいないという問題。それから第4に、テロ等を考慮した特定重大等対処施設が九州電力が12月に設置申請を出したばかりで、その完成を見ていないという4つの点が請願の中にあつたんですけれども、これに加えて3月30日の先ほどから議論している水蒸気漏れ事故についてのそのものの示す原発全体についての危険性の問題、さらに新規制基準の不備の問題などがあると思います。6点目としては、重大事態が差し迫った事態を迎えようとするときに、国、県の問題もあるけれども、本市自身が対応ができるシステムと同時に、その心構えができてないというようなことについても、請願審査としてはさらに、審査する必要があると思うからであります。継続でお願いしたいと思います。

○委員長

ただいま川上委員から継続審査を求める動議が提出されました。お諮りいたします。本動議のとおり、決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、本動議は否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「請願第14号 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願」について、賛成の立場から討論を行います。飯塚市議会は、原子力依存体質からの脱却を政府と国会に求めて、全会一致で議決をし、意見書を送付した議会であります。また後に、九州電力が玄海原発を再稼働をさせようとする動きに対しては、公開でだれでも参加できる住民説明会を九州電力に開催してもらいたいという要望を全会一致で可決して、九州電力に届けた議会であります。また、原子力損害賠償法が実効性あるものに今なっていないということで、改正を求める意見書を出してもらいたいという請願についても、飯塚市議会は賛成多数で採択し、政府と国会に送って、今その議論が国政においても深まろうとしているところがあります。こうした中で、このように考えてみると住民にも、それから議会にも、行政にもまともな説明、事前の説明、断りもなく一方的に3号機については、再稼働して、これはプルトニウムとウラニウムを混ぜた燃料を使うわけですよ。言われますよね、灯油ストーブにガソリンを、あるいはもっと危険なものを燃料とするようなもので非常に危険だというふうに例えられることもあるけど、そういうようなものを動かして、そして雨水で穴があきましたとか言って、それがなければこの原発は成り立たないんでしょ。それがなくても成り立つものならつくりませんよ。そういうものをまともな点検もせず動かして、瓜生さんという人が社長のようですけど、7年も休んでいたんだから何か起こると思っていたけど、ちょっと考えが甘かったとか、東京電力みたいなことを言っているわけですよ。だから、そういう我々の住民、議会の言っていることに対して、九電がそれを顧みずに動いて、再稼働させて危険なものを、そして事故を起こした。この局面で、幾ら何でも4号機は、動かさないでくれというのは、この国で生きて子どもを育てて子どもたちに未来をつないでいこうとする立場から言えば、異質の危険性がある問題ですから、とめてくれというのは、飯塚市議会としては正当だと思うんですよ。ぜひ、この間の市議会の積み重ねと、住民の期待に答えて、総務委員会としてこの請願14号については、全会一致で可決してもらいたいと思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はございませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第14号 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願」について、採択することに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

入札制度についてを議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○契約課長

平成29年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。資料の「入札制度について」をお願いいたします。まず、「平成29年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。

資料の1ページをお願いいたします。この資料は、平成29年度の工事契約落札率別内訳表でございまして、設計金額が130万円を超えるものの工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をしております。平成29年度の入札件数といたしましては118件で、契約金額の総額は28億9565万1288円でありまして、その平均落札率は90.73%となっております。

次に、「平成29年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。

資料の2ページから5ページをお願いいたします。平成29年度の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。平成29年度は、44件の一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が29件、建築一式工事が15件となっております。44件うち、37件が最低制限価格に応札がなされ、39件については、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、5ページの一番下の欄に平均として記載しておりますが、88.52%となっております。

次に、「平成29年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の6ページをお願いいたします。平成29年度の等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札実施状況で平成29年度は6件実施しております。なお、落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しておりますが、89.61%となっております。

以上、簡単ではございますが、平成29年度建設工事の入札執行状況についての説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般について質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

入札制度について2、3質問をさせていただきます。本年度より、大型工事発注が相次ぐことが予想されてるいわけですね。例えば飯塚市内の学校空調設備の計画的な工事だとか、それから新体育館、それから市場、オートレース場といった建てかえ等が立て続けに行われると思うわけですね。その際に基本設計段階で、飯塚市内では、設計事務所も限られた数しか存在していないと思うわけですね。そこで地場産業の振興だとか、活性化をしっかり考えていただきたいと思うわけですが、その点について、どういった考えをお持ちなのかお尋ねします。

○契約課長

今質問委員がおっしゃいますように、確かに、今後のいろいろとそういった大型案件が発生してまいります。もちろん、私もといたしましても、市内業者のほうにそういった設計業務については、発注していくようにということで考えております。

○勝田委員

恐らく、そのときに何億、何十億までは設計関係でいかないと思うんですが、そういったお金がすべ

て大型のゼネコン、市外のところを含め、すべて持っていかれるというのはどうかなと考えるわけですね。そこで地場産業を育成していく上でも、地元の業者を活性化していくこと、これをしっかりと考えていただきたいと思うわけです。そして、基本設計入札の際等に地元の業者を活用していただくような条件等は、付加できないものなのでしょうか。

○契約課長

飯塚市では、協力事業所と言ったような形で、地元の方々に、協力事業所という形で発注していただけるような制度がございますので、それを活用していただきたいというふうには考えております。

○勝田委員

協力事業所といった部分を活用したいということですが、確かに今現在入札制度等において、規約とか、あるいは規制はないというふうにお伺いしているんですが、先ほど申しましたように地元業者の育成とか、地場産業の活性化を含めて、今後、地元業者を入れ込むといったことができるように、ぜひそういったことも考えていただくことを要望して、この質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○川上委員

指名業者の格付制度のことについて、お尋ねをします。この制度の目的を飯塚市はどう考えておるのか、お尋ねします。

○契約課長

格付につきましては、経営事項審査に基づきます客観点数の数値、それに工事成績をもとに算出しております主観点数により求められた数値を加減した総合点数、これをもとに格付をいたしております。目的といたしましては、まず市内業者の育成、品質の確保、競争性の確保、公平性の確保であると考えております。

○川上委員

4点言われましたね。それで、工種変更というのがあります。これについては、その際の格付についてのルールは、本市発足当初はどういう内容だったのか、お尋ねします。

○契約課長

格付制度について、発足当時の工種変更という点でございますが、まず平成18年から合併しておりますけれども、工種変更の際には同等の格付、同じランクの格付ということで運用してまいっております。

○川上委員

育成、品質、公平、競争というキーワードだけど、それぞれについてどういうものだと考えておるのか、お尋ねします。

○契約課長

まず市内業者の育成ということでございますけれども、これについては、そういった発注の機会を与えるというか、そういうことが観点の一つになろうかと思えます。それから品質の確保ですけれども、これもそれぞれ格付をした中で、それぞれの品質を保持していくというような考え方ではないかと思えます。それから、競争性の確保、公平性の確保については、地元業者の数というのがいろいろありますので、そういったことを考えた中で、これらのそれぞれ目的を確保したいというふうには考えております。

○川上委員

公平性というのはどういうものだと、要は少しわかりにくかったので、もう一度お願いします。

○契約課長

受注機会が多くできるようにというようところが、公平性ではないかというふうに考えております。

○川上委員

この目的として言われた4つのことというのは、リンクしていて、これがどれも欠くことできないということだと思うんですけど、そのうち特に公平性について、点数どおりでいいですよというのが、ほかの育成、それから品質、競争との関係で、今言ったような考え方が本当に公平なのかということをお私に思うわけです。そうであれば、この制度というのは、強い企業がずっと点数を獲得していくようになるわけですよ。これは公平なのかという問題意識があるんです。点数どおりだから公平だよという発想が本当なのかということが、そういう問題意識です。そこで、合併時のときの格付制度の説明がありました。それは規則的にどこで審議し、決定したのかお尋ねします。

○契約課長

この件につきましては、飯塚市の当初の格付制度をどのように決めたのかということでございますけれども、これは当時の担当者等からの聞き取りの内容になりますけれども、合併協議を行ってまいりました。その中での審議ということで決定したというふうに聞いております。

○川上委員

合併協議がありました。新市が発足しました。それは横滑りできたわけですか。飯塚市の例えば業者選考委員会とかをつくりますよね。そこで、審議というのはなかったのですか。

○契約課長

申しわけございません。その辺については確認をいたしておりません。

○川上委員

それでは合併協議会の審議を守るかどうかわかりませんが、いずれにしても新市としてその制度を確定したんだけど、これは先ほど言ったとおりなんだけど、どういう判断でそうしたのか、お尋ねします。

○契約課長

判断ということですが、大変申しわけございません。それについても、確認をいたしておりません。

○川上委員

格付の工種変更の際のルールは、いつまでそれを続けていったんですか。

○契約課長

平成18年から平成22年度までとなっております。

○川上委員

西暦で2010年ということで、その間、目的を4つ言われたんだけど、目的に沿って機能したというふうに考えるかどうか、お尋ねします。

○契約課長

これも、これまでの平成18年から22年までの間にどのようなことがあったのかということで、調べてはおりませんが、目的に沿って機能したというふうには考えております。

○川上委員

急な質問だったので、10年前にさかのぼってというのはなかなかできなかったと思うけど、改めて検討してしかるべきテーマだと思うんですね。それで、その間に何かこの制度では困るというような苦

情とか、変更の要求とかいうのはありましたか。

○契約課長

苦情、それから変更要求ということでございますけれども、これにつきましても確認はいたしておりません。

○川上委員

わからないと、確認してないということですね。それで、先ほどの答弁で工種変更の際のルール、最初に変更したのは2010年ということなんですけれども、その次の変更は、今回の2018年度ということでしょうか。途中は変更はないのかと。

○契約課長

格付、工種の変更によります制度、1ランク下がるということですが、これにつきましては、今回の制度の変更が初めてということになります。

○川上委員

2010年までの合併後5年というのは、新市建設計画があり、そしてそれを引き継ぐ形で第1次総合計画がつくられ、その中では、合併特例債534億の100%利活用ということで、5年では使いきれないというか、100%に至らず、さらに国に延長求めるということもあったんですけど、本格的には、ちょうどこの工種変更の際のルールを変更するころから本格的に借金もし、大型公共事業を展開していくというふうになった時期だと思うわけですね。それは例えば、2011年、翌年の年度に浸水対策基本計画をつくります。約60億でしょう。例えば。鯉田工業団地関係が25億、造成工事。それから小中一貫校新築工事及び大規模改修工事、100%落札だとか2者応札、2者手を挙げて1者が辞退とか事実上の1者入札が横行したとき、それに利息払いを含めて110億円をかけた新庁舎建設、去年まで。そうしたものがあつた7年間でもあつたと思うんですね。そのときの変更ですよ。2011年の変更、実施のときについて他の自治体のルールを何か調査し、比較検討したと思われるけれども、その内容が今わかりますか。

○契約課長

その時点での調査といたしまして、他都市の調査を行っております。15市町が格付どおりに工種の変更でございますけれども、格付どおりということ。それから8市が最下位での位置づけと、工種の変更の場合には、最下位の位置づけと。それから3市が格付がないというようなことで、調査をいたしております。

○川上委員

本市は、今の話だと15の中に入っていたわけですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 37

再開 11 : 38

委員会を再開いたします。

○契約課長

大変申しわけございません。訂正をさせていただきます。平成22年度に検討しておったわけですが、23年度から施行しておるわけですが、この時点では調査等は行っていないということでございます。訂正させていただきます。申しわけございません。

○川上委員

最初のルール変更のときには他の自治体のルール調査はしていないと。それではこのルールを点数どおりやっていたのを1ランク下げ、工種変更の際に、変更したのはどういう理由でしょうか。

○契約課長

この当時の議会での議事録等を調査いたしましたけれども、その中では、1ランク下げるといふところの理由というようなことはございませんでした。

○川上委員

それは2010年の検討のときに、議会の会議録には理由が明らかになっていないということは説明してないということですね。説明していないんだが、理由はあるでしょう、変更するんだから。その理由は何ですか。

○契約課長

その時点の議会では、この格付条件の見直しにつきまして、3点、見直しがなされております。まず新規事業者につきましての格付につきましては、総合点数に関わらず、最下位の等級に格付けすることが1点。それから、前年度と同一希望工種につきましては、総合点数に関わらず前年度の等級の1等級上位までしか昇格できないということ。それから、3点目に前年度と異なる希望工種につきましては、総合点数による格付等級の1等級下位に格付するという3点でございます。目的といたしましては、ペーパー業者等、不良不適格業者を排除するためとなっております。

○川上委員

これは今言った3つの変更によって、ペーパー会社の排除ができるんですか。

○契約課長

できるのかということでございますけれども、そういった目的で改正案を、その当時の議会に提出させていただいております。

○川上委員

質問の仕方が悪かったですね、この3つの変更でペーパー会社排除をどのように行うのかということなんです。

○契約課長

入札参加に簡単には入れないといったような縛りかと思えます。

○川上委員

ペーパー会社の排除はこれによらない方法で排除しているはずなんです。指名業者の願いを出してのランク付けですからね。少しかみ合っていないんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○契約課長

ペーパー業者だけに限らず、不良不適格業者を排除するためという目的もありますので、こういった3つの改正ということになっております。

○川上委員

それは過去の5年間にそういうことがあって、教訓化して出てきたものなのか。過去5年間そういうことはなかったんだけど、今度やってみようということなのか。その辺の判断はどうだったんでしょうか。

○契約課長

大変申しわけございません。その辺の経緯というものも申しわけございませんが確認をいたしております。

○川上委員

今後勉強がいる、私も勉強しますけど。それでこのルールの変更については、だれが提案することになるんですか。執行部としては。

○契約課長

これもルールの変更につきましては、まず契約課内部でさまざまな課題等を洗い出した中で検討していくわけですが、入札制度検討委員会というのがございます。その中で、まず事務局側から提案させていただいて、ご審議いただくというようなことになろうかと思えます。

○川上委員

契約課内の検討というのは、課長が思いついて、検討を始めるわけですか。それとも入札制度検討委員会の責任者は副市長でしょう。副市長と相談して、副市長が検討したらどうかと、課長に言って、課長が勉強を始めるというようなことになるのか。どうですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 45

再開 11 : 46

委員会を再開いたします。

○契約課長

公共工事等の入札業務に関しまして、現行制度の見直しを行うとともに透明性、公平性及び競争性の確保を図ることを目的としております。この入札制度検討委員会と申しますのはですね。それで当然、事務局として契約課のほうで常日ごろ、いろんな課題、問題を検討しながら、その中で、決めていくということでございます。

○川上委員

そうすると責任者である副市長から、こういうことをやりましょうという相談とかはないということをお答えされたんですか。

○契約課長

いろいろなケースと申しますか、課題もありましょうから、そういった副市長のほうからの、検討の指示と申しますかそういうものもありましょうし、事務局側、いわゆる契約課の中から、それから関係課ももちろんそうですけれども、そういったところからの協議ということもあろうかと考えております。

○川上委員

そうすると、2010年のことはわからないということですね。それで、通常ルールとしては、今おっしゃった検討委員会で検討します。そうしたらどのようにして市の意識決定になるんですか。この入札制度検討委員会で検討したことは。

○契約課長

これは、審議結果、これを市長に報告いたしまして、決定するものとしております。

○川上委員

報告をするでしょう。その報告に伺いを立てるわけじゃないんですか。報告書を書いたら市長がいきなりぼんと判子押すわけ。

○契約課長

入札制度検討委員会の審議結果についてということで、起案を行いまして、市長決裁ということになっております。

○川上委員

これの最高決裁権者は、この場合も市長なんですか。

○契約課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

それでは、この1ランク下げについて、齋藤市政3期目だけど、2015年にこの1ランク下げのルールを廃止するよう見直しを求める議員の質問がありましたけれども、市はどう答弁しましたか。

○契約課長

工種間に登録業者数の差がある状況を考えたときに、工種によって格付の有無で異なる工種への変更の取り扱いについて、平等性が確保されていないようにとらわれられるかもしれませんが、現行制度の取り扱いが業種変更の乱発防止や業者数の少ない工種への変更は競争性を高めることにつながることや業者の専門性向上に資すると考え、地元業者の保護育成に資する制度であるというような答弁であったということでございます。

○川上委員

それで、現行のルールが優秀であると、これを継続したいという答弁につながっていくんですか、それは。

○契約課長

当面は現行制度を変更せずに、今後の継続、検討課題ということで答弁されております。

○川上委員

今おっしゃったことについて、私の意見を述べれば、4つの目的、格付の。地元業者の育成それから品質確保、公平性、それから競争性の確保という点を平等性とか公平性というのが、1番、2番、4番と対立的に考える必要は全くなくて、力の弱い者は力の弱い者同士、力の強いものは力の強い者同士というような、考え方もあるわけでしょう。それを区分けしていく、その際に、より力の強いものについては、寡占化が進まないように、1番を駆逐していく危険性があるから。そういう工夫が働いておったと思うんですよ。それで2016年については、翌年、同じ議論が総務委員会でもあったと思うけど、どういう答弁をしていますか。何か特別変わった答弁をしましたか。

○契約課長

先ほど申し上げました答弁内容と大きくかけ離れているというものはございません。

○川上委員

2016年の12月定例会中の総務委員会で、この問題の最後の質疑と答弁があつてるんですよ。私はこの間の格付の変更について、しっかり見ておかなければならない点が少なくとも二つはあるなと思います。一つは市長職、副市長職にあるものの市政にかかわる点です。2016年12月議会の総務委員会で、次年度も従来どおりの格付ルールで指名業者募集を実施するとして報告に対して、1ランク下げのルール撤廃を求める質疑がありました。方針を変更しないとの市の答弁があつたわけです、それに対して。その後12月議会の最終日を前にして、観音寺にある市有地不法占拠に対抗して、土地明け渡しを請求し、本市が民事裁判に訴えた被告が熊本の探偵社に依頼して長期にわたって前市長と前副市長を尾行したDVDを添えて陳情という形で告発しました。かけマージャン事件が明らかになったわけです。翌1月、市民の批判の中で市長、副市長が辞表を提出し、2月の出直し市長選挙において、麻生太郎事務所に応援を依頼した片峯誠当時教育長が、前市長、前副市長と一緒にかけマージャンをしたことがあると告白しながらも、当選した経過があります。3月、梶原善充副市長が就任されました。4月、副市長の業者と市幹部の私的な1泊旅行が発覚して、6月、業者選考にかかわることが適当か資質が問

われる中、議会で反省の弁を述べられました。この間、副市長は業者選考委員会の責任者として、多くの公共発注に責任を持つ立場にあるとともに、今年度から格付のルール変更についても責任を負う立場にあったわけですね。片峯市長は後に前言を撤回して誤りは認めましたが、当初この旅行について事前に報告を聞いたが、業者と一緒にすることについて事前のチェックをしなかったことに責任はないとしたわけであります。もう一つの視点は、5月、110億円をかけた新庁舎が完成しオープンしたその日に耐震補強し大規模改修すれば15億5千万円と方針を決めていた体育館を、後に46億円かかるという移転新築が望ましいとする答申を受けとり、卸売市場約31億円、筑豊ハイツ再整備、さらに活動交流センター約15億円、小中学校のエアコン設置15億4千万円を初めとして、巨額の財政出動を打ち出し、ことし1月には、市の最上位計画である第2次総合計画のベースとなる市財政見通しの見直しを発表し、市民と市職員を犠牲にして、過去最高の約150億円までため込んだ財政調整基金と減債基金をつぎ込み、また、国の誘導に乗ったさらなる借金によってみずからの、市の非常事態宣言のラインを大きく割り込む道へ踏み出しております。今回のルール変更は、この2つの動きと並行して進められたのだということを見ておく必要があると思うんです。そこで、市の立場があると思います。今回のルール変更の1ランク下げを撤廃するという、今回のルール変更の経過を改めて伺います。

○契約課長

この点につきましても、入札制度の見直しということで内部で協議を進めまして、入札制度検討委員会の中にお諮りしながら、決定をしまいったということでございます。

○川上委員

今あっさり答弁されたくだり、資料があると思うので、資料を提出してください。委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:57

再開 12:02

委員会を再開いたします。

川上委員にお尋ねします。資料要求ということですが、資料をあくまでも要求されますか。それとも、何かあればというふうなことで質問を変えられますか。

○川上委員

先ほど資料要求というふうに言いましたが、資料を求めます。先ほどの答弁では経過が全くわからないので、資料を求めて、後に改めての質問というふうにそれはしたいと思います。そこで経過についてはそういうことなんですけど、今回の変更の目的、発足から5年間はやった制度に7年間1ランク下げを通じて全く同じように元に戻したわけではないでしょうけど、そのことについて言えば、点数主義でいくということになってるんですけど、この目的をお聞きします。

○契約課長

工種の変更をした際にも、総合点数にあった等級に格付をいたしますことで、企業努力が反映できるとともに、施工能力に応じた競争が行われるということ、また格付のない工種に変更した場合、特段の取り扱いがないといったような要綱上の矛盾ということがあり、整合性がなく不公平感があつたため、改めたものであります。

○川上委員

それは、変更する目的とは違うでしょう。不公平感があつたから改めた。それは目的とは違うんじゃない

ゃないかと思うけど、それが目的ですか。

○契約課長

失礼いたしました。業者の努力の成果を反映させ、今後の技術力の向上、品質の確保、ひいては、地元業者の育成につながるものということが目的だというふうにとらえております。

○川上委員

私が2016年12月の総務委員会で、今までどおりでいきますよという市の報告があって、そのときの質問で、今までのルールで何か不都合があったのかと、苦情があったのかとお尋ねしました。どう回答されましたか。

○契約課長

特にそういう不都合等はなかったというような回答だったかと思えます。

○川上委員

今不公平感があったと言ったんだけど、だれか不公平だというふうに言った業者があるんですか。

○契約課長

そのような声はございません。ただの内部のほうで要綱の矛盾というのを感じておったということでございます。

○川上委員

関係業者からは、苦情もなければ不公平だという声もなかったと。市役所の内部で、そういうことがあるよなということがあったということをおっしゃったんですね。じゃあ、市役所の内部でほかの不公平感があったとするならば、ほかの手だてでそれを解消することが、なかったのか。ほかの1番、2番、4番との関係で、そういう検討は何かされたかどうか、今回、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:07

再開 12:08

委員会を再開いたします。

○契約課長

工種によりまして格付がある工種、また格付のない工種がございます。その中の取り扱いの中で、移ったときに1ランク下がるという場合と、全然そうではないという場合がありますので、そのところの矛盾ということで不公平感があったということで、改めたというようなことでございます。

○川上委員

当事者からは不公平だとか、その他の苦情は一切ないのに市役所が自発的に不公平だよなと思いついて、いろんな手当てができる可能性があるんだけど、とにかく1ランク下げの撤廃に一目散だったというふうに聞こえますけど、そういう感じですか。

○契約課長

昨年の検討はそうであったというふうに考えております。

○川上委員

少し角度を変えるんだけど、先ほど言ったように苦情とか不公平感とかいうのはなかったということなんだけど、県から何か1ランク下げというのはどうかとか、干渉めいたことがなかったですか。

○契約課長

そのようなものはございません。

○川上委員

国はどうか。

○契約課長

国においても、そのようなことはございません。

○委員長

ちょっと川上委員、今会議録をちょっと見てるんですけど、以前の。同じような質問をずっとやっばりされてるんですよ。それである程度ポイントを集約して、質問をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○川上委員

どこからも苦情は聞いていない。県や国からも何か飯塚市の制度について、問題ありという干渉めいたこともないということですね。なかったと。今度の制度について、不公平感をなくす努力だということなんでしょうけども、その一方で、目的を4つと言われたんだけど、それらについて悪影響が及ばないか検討はされたでしょうか。

○契約課長

特にそのデメリットと申しますか、そういうことについては現時点ではないというふうには考えております。

○川上委員

現時点というのは今の時点じゃなくて、このようにルールを変更するときはどういう悪影響が起こるのか起こらないのか、それを検討したのかということ聞いたんです。

○契約課長

先ほど申し上げたように、要綱の中の矛盾ということで不公平感があつたということで改めております。この検討の中では、そういった悪影響というところについては、特になかったということがございます。

○川上委員

それは変えようかなというときにあるかないかを考えたかと聞いているんですから、なかったというのはおかしいでしょう。これから起こるかもしれない悪影響について検討したのかという質問ですから、検討したか、しないかしらないでしょう。

○契約課長

工種の変更ということで、ランクが下がらないということになりますので、工種変更の乱発というのが懸念されるという部分は確かにあろうかということでは協議しております。

○川上委員

そうすると、今回もう顔ぶれがそろったでしょう。それを見られてますよね。報告があつたぐらいだから。それについて、どういうふうに感想を持っていますか。これは副市長に聞いたほうがいいかもしれませんが。

○契約課長

昨年度から30年度の工種の変更というのは、4者でございます。それで、今回のことで大きな変化というのは、ちょっと見られないというような感想は持っております。

○川上委員

大きな変化は、何を大きいというふうに見るかですね、数が大きいのか、資本金が大きいのか、シェアが大きいのか。それからリンクしている企業とのつながりが大きいのか、そういったことを現実に自

分たちが余りよく考えないで、悪影響については、ルールを変えたわけでしょう。実際に顔ぶれがそろった。次以降のことも想像がつくでしょう。そうしたときに、どういう悪影響があるのか、副作用があるのかないのか検討せずに薬を飲んじゃったわけですから、飲んだあと大丈夫かというのは、やらないといかんですよ。そうしたら、それをした上で、私は副作用、悪影響を防止する措置をあわせて市が、取って当然だと思うけど、それは今何か考えておられるか、お尋ねします。

○契約課長

制度の変更が今年度からでございますので、どのような影響が出るかということも、今のところを始まったばかりですのでまだわかりませんが、ただ、この入札制度というのは、常に検討していく課題ではないかというふうに考えております。その都度回避する策というのは十分に検討してまいりたいというふうには考えております。

○川上委員

それで、議員の任期が来年の4月ということを考慮すれば、本市の入札制度の改革についての調査もこういう会議の場としては、もうあと2度あるかどうかということだろうと思うんですよ。それで、第2次総合計画で行う財政出動はもう1兆2千億円ぐらいだろうと思うんです。そういうことから言えば、この市の事業が正しく住民の福祉の増進に第1の目的として行われるかどうかというのは決定的だと思うんですよ。先ほど市の財政状況についても見通しについても、指摘しましたが、入札制度の分野からも腹を据えて考えていく必要があると思います。したがって、あと残り少ない調査期間だと思うけども、本市発足から12年の入札の実態、それから入札制度全体として振り返り、教訓を明らかにする必要があると思うので、引き続き調査、質問したいと思いますので、執行部からは、適切に資料の提出など協力してもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市の財務書類の公表について」報告を求めます。

○財政課長

「飯塚市の財務書類の公表」について、報告いたします。

資料は、「飯塚市の財務書類 平成28年度」と記載されたものをご覧ください。すでに平成28年度決算については認定していただいているところではございますが、平成28年度分の「飯塚市の財務書類」を平成30年3月にホームページにて公表いたしましたので報告するものです。

資料の3ページをご覧ください。「はじめに」の中段に記載してありますとおり、平成27年1月に総務省より、「財務書類は、平成29年度までに総務省が示す統一的な基準により作成し、公表」するよう要請がっており、この統一的な基準により作成し、公表しています。これまで、「基準モデル」、「総務省改訂モデル」の2通りの作成方法で作成されていたものが、今回より全国統一の基準で作成するようになっていきますので、他の団体と比較が可能となっております。

資料の4ページをご覧ください。資料の上部の図のとおり、財務書類の対象となる会計には、飯塚市

の各会計のほかに、連結会計として一部事務組合や第3セクター等の関連団体があります。作成するにあたっては、そのすべての財務書類が必要となりますが、図の下の※印の一番下に記載の2団体については、統一的な基準による財務書類を現在作成しているところであり、今回は連結できないため、当該2団体分は連結せずに公表することといたしました。今後、当該2団体の財務書類ができ次第、連結し公表することとしております。

資料の5ページをご覧ください。一般会計等と全体会計と連結会計を比較しやすいよう並べた貸借対照表の概要版と説明を記載しております。以降、同様に行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成しております。また、一般会計等の財務書類、全体会計の財務書類、連結会計の財務書類を添付しております。内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成29年度中学生海外研修事業の実施について」、報告を求めます。

#### ○国際交流推進室主幹

平成29年度中学生海外研修事業の実施について、ご報告いたします。

本研修は、アメリカ合衆国カリフォルニア州サニーベール市近郊を研修地として、ホームステイや学校登校での交流を主体としたもので、研修生20名・団長以下随員4名、総勢24名で実施いたしております。

資料をお願いいたします。研修日程でございますが、平成29年度は、3月24日、土曜日から4月1日、日曜日までの9日間の日程で実施いたしました。研修の内容でございますが、1日目はスタンフォード大学を訪問し、雄大な校内を日本人学生に案内してもらい、バイオエンジニアリング研究所の見学など貴重な経験となりました。その後、市内で歓迎セレモニーを受け、研修生は、それぞれのホストファミリーと対面し、6日間のホームステイ生活が始まりました。アメリカの日常生活を体験しながら、1・2年生はサニーベールミドルスクールまたはコロンビアミドルスクールに、3年生はフリーモントハイスクールの授業に4日間参加し、現地の中高校生との交流を通して、異国での生活、習慣、文化の違いなどを実際に体験することができました。短い滞在期間に様々なプログラムを実施した研修でしたが、研修生達は、異国文化に触れたことで、「もっと英語の勉強をしたい。」「将来、海外に関わる仕事がしたい。」など、言葉のコミュニケーションが難しい環境の中でも、大きな刺激を受け、新たな希望を抱いた様子でございました。海外研修により、社会性、主体性、又、国際感覚を養うなど、所期の目的を果たし、全員無事に帰国いたしております。

資料の裏面には、現地研修の様子を紹介しております。また、帰国後の予定としましては、2回の事後研修の後、5月13日、日曜日に午後1時30分より本庁舎1階多目的ホールにて、帰国報告会を実施する予定でございます。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

#### ○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配布いたしております資料によりご報告いたします。A4版横の工事請負契約報告書をお願いいたします。

今回報告をいたします工事は、「本庁来庁者駐車場整備工事」でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、市内土木一式工事のⅠ等級に格付けされている要件等を公告し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。「本庁来庁者駐車場整備工事」につきましては、16者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8736万5千円（税抜）、落札率89.28%で「株式会社 サカヒラ」が落札しております。

なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります2者以上（15者）の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

以上簡単ではございますが、「工事請負契約について」の報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車の交通事故について」、報告を求めます。

#### ○契約課長

「公用車の交通事故について」、ご報告いたします。

お手元にお配りしております資料をお願いいたします。まず、公用車の交通事故発生状況でございますが、過去3年間における「発生件数」は、平成27年度42件、28年度30件、29年度36件の事故が発生しており、29年度は前年度より6件増加しております。

次に、その下の欄の「区分別件数」でございますが、一つの事故で複数の内容の事故が発生した場合がありますので、それぞれ事故の区分に応じて重複して記載しております。平成29年度につきましては、自損事故が25件と最も多く、前年度より16件増加しております。盗難や石跳ねのほか運転中ではなく車両点検時に損傷が発見されるといった原因不明の事故は8件で前年度より4件減少、対物事故は4件で前年度より1件減少、また、対人事故は発生しておらず、前年度より1件減少、また相手からの事故は1件で前年度より5件減少しております。

次に、昨年度の公用車の安全運転に関する主な取り組みでございますが、先ほど申しましたとおり、事故の発生原因の大部分が、運転者の安全確認不足や単純な運転操作ミスにより引き起こされたものであり、運転者が安全運転を意識し、また、同乗者が同様な心構えで運転者の補助を行っていけば防ぐことが出来たと推測される事故も多くございました。このようなことから、資料に記載しておりますとおり、事故を起こした職員に対し適正検査、路上運転行動診断、カウンセリング等を行ったほか、新規採用職員や環境対策課作業運転職員向けの研修、各課に配置しております安全運転推進員への研修、推進員による職場内研修などを実施しております。

また事故発生時の速報の掲示のほか、交通安全県民運動週間における掲示により交通安全の啓発を行い、事故の原因確認や防止対策について、当事者だけでなく、職場全体での安全運転の取り組みを行うよう、強く指導いたしました。

公用車の運転については各職員が今一度基本に立ち返って、公務員としての自覚を持ち、交通法規を

遵守し、安全運転を心がけるよう、さらに指導を行ってまいります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもって総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。